

# 東京学芸大学ネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）は、命名権料を活用し、本学の教育研究環境の向上を図ることを目的として、本学の保有する対象施設等の命名権者となることを希望する事業者等を以下のとおり募集します。

## 1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体をいう。）に、本学の施設等の別称等を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された事業者等からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

## 2. 対象施設等

対象施設等名：西4号館 W110教室（面積：270m<sup>2</sup>）

※詳細は別紙1をご参照ください。

## 3. 募集の概要

### (1) 契約期間（命名権の付与期間）

契約開始日から原則1年以上（更新可）

※契約開始日については協議します。

### (2) 命名権料

18に記載の照会先まで、お問い合わせください。

## 4. 応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

- (5) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）
- (6) 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- (7) 政治団体
- (8) 宗教団体
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- (10) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (11) その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと本学が認めるもの

## 5. 命名権の付与条件

### (1) 別称等

- ① 命名する別称等（法人等名、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称）は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 以下に該当するものは、別称等として、使用できません。
  - イ) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ロ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ハ) 基本人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
  - ニ) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
  - ホ) 社会問題についての主義主張であるもの
  - ヘ) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - ト) 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
  - チ) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
  - リ) たばこの広告や喫煙を促すもの
  - ヌ) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - ル) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - ヲ) その他別称等として適当でないと本学が認めるもの
- ③ 対象となる施設等の本来の名称及び用途は変更せず別称等を命名することとし、原則、契約期間中は、別称等の変更をすることはできません。また、必要に応じて、本来の名称を使用させていただくことがあります。

## (2) 命名権者の特典

命名権者には、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等の別称等のサイン、インフォメーションボード等を設置できます。なお、別称等のサイン、インフォメーションボード等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本学と事前協議が必要です。
- ② ①の設置の際に命名権者を紹介する文章等を併せて表示することができます。
- ③ 本学の公式ウェブサイトや広報誌等において、別称等を積極的に使用し、普及と定着を促進します。
- ④ 命名権者は、命名権者であることを命名権者の公式ウェブサイトや広報誌等において、PRすることができます。
- ⑤ 命名権の付与期間（契約期間）終了の3月前までに契約更新を申し入れた場合は、当該施設等の契約更新に際して優先して協議を行います。
- ⑥ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

## 6. 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- (1) 別称等のサイン、インフォメーションボード等の設置、変更及び契約期間終了後の原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。（命名権料とは別に負担願います。）
- (2) 契約締結後に作成する本学の公式ウェブサイト等への別称等の表示については本学の負担で行います。
- (3) 別称等の使用開始日において、別称等のサイン、インフォメーションボード等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- (4) 別称等のサイン、インフォメーションボード等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべて命名権者の負担とします。

## 7. 対象施設等の現場確認

対象施設等の現場確認を希望される場合は、18に記載の問い合わせ先までご連絡ください。

## 8. 応募方法

### (1) 提出書類

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙様式）
- ② 事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）

- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）

※上記のうち、提出できない書類がある場合には(3)まで事前にご相談ください。

(2) 提出方法：

(3) の提出先へ、(4) の提出締切までに郵送、持参または電子メールにより提出

※郵送又は電子メールで提出される場合には、到着確認漏れを防ぐため、

提出された旨を電話にて(3)までご連絡ください。

(3) 提出先：東京学芸大学総務部総務課広報・基金室

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町 4 – 1 – 1

TEL : 042-329-7105

E-mail : kouhouty@u-gakugei.ac.jp

(4) 提出締切：令和 8 年 3 月 31 日（金）17:00 必着

## 9. 選考について

(1) 選考方法

本学が設置する全学戦略・広報本部において、(2)の資格要件及び審査基準に基づき、応募の趣旨、応募資格、別称等案、契約期間及び命名権料等を総合的に判断し、選考します。応募者が 1 者のみの場合も、命名権者としてふさわしいかどうかを審査します。なお、応募者の多寡に関わらず、応募資格を満たす者がいない場合には選考を実施せず、また、応募資格を満たす場合であっても、審査の結果、採用者なしとなる場合もあります。

(2) 資格要件及び審査基準（例）

項目	要件・審査基準等		判断等
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募資格を満たしているか。</li> <li>・ 過去に重大な事故又は不誠実な行為を行っていないか。</li> <li>・ 経営基盤が安定し、契約期間中の命名権料の支払い能力が十分にあるか。</li> </ul>	適格／不適格
審査基準	応募の趣旨	・ 事業の趣旨にかなっているか。	内容
	別称等の案 命名の理由	・ 別称等の付与条件を満たしているか。	内容

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学や対象施設等と親和性があるか。また、イメージを損なうおそれがないか。</li> <li>・ 学生、教職員及び卒業生に受け入れられるか。</li> <li>・ 本学の他の施設と混同を招くおそれがないか。</li> </ul>	
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別称等として定着させる観点から、期間が長いほど高評価とする。</li> </ul>	期間
命名権料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政の観点から、命名権料が高額であるほど高評価とする。</li> </ul>	金額
判定	資格要件や審査基準を総合的に判断し判定する。	順位

## 10. 選考結果の通知

選考結果は、すべての応募者に通知します。

## 11. 契約の締結・公表

本学は、命名権者の決定を通知した事業者等と、別添の契約書（案）により、命名権の契約を締結します。

正式に契約を締結した後、その事業者等名、施設等の「別称等」、命名権料及び契約期間等を公表します。なお、公表内容については、事前に協議します。

## 12. 命名権料の納入

原則、本学が発行する請求書で指定された期日までに、年度ごとに一括又は分割で納入することになります。ただし、初年度分については、協議のうえ、決定します。

## 13. リスクの分散

新たに設置した別称等のサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付けた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者が負うこととします。

## 14. 契約の解除

命名権者は、命名権者の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、契約の解除を申し出ることができます。この場合の違約金等については、本学と協議するものとします。

## 15. 命名権の取消し

本学は、命名権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、命名権の付与を取り消すことがあります。この場合、(2)及び(3)の場合は、既納の命名権料については返還しません。

- (1) 指定の期日までに命名権料を納入しなかったとき。
- (2) 4 の各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 命名権者から 14 に記載の契約解除の申し出があったとき。
- (4) その他学長が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき。

## 16. その他留意事項

- (1) 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返還しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)等の法令の規定又は検査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

## 17. スケジュール

- 公募期間：公告日～令和 8 年 3 月 31 日（金）
- 質問受付期間：公告日～令和 8 年 3 月 19 日（木）

### <質問方法>

- ・ 別紙質問票様式を記載の上、E メールにて [kouhouty@u-gakugei.ac.jp](mailto:kouhouty@u-gakugei.ac.jp) までお送りください。
- ・ その際、メールの標題を「【会社名】ネーミングライツ事業（施設名）に関する質問」として下さい。

例：【学芸株式会社】ネーミングライツ事業（W110）に関する質問

- 応募書類提出締切：令和 8 年 3 月 31 日（金）17 時必着
- 事業者選考：令和 8 年 4 月中旬（予定）
- 契約締結：令和 8 年 4 月下旬（予定）
- 事業開始：協議いたします。

## 18. 申込書の提出先及び問合せ先 東京学芸大学総務部総務課広報・基金室

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町 4-1-1

TEL : 042-329-7105 E-mail : [kouhouty@u-gakugei.ac.jp](mailto:kouhouty@u-gakugei.ac.jp)

(参考) [東京学芸大学ネーミングライツ事業実施要項](#)

## 別紙1

### 対象施設：西4号館 W110教室

#### (施設の概要)

- 建物名称：西4号館
- 部屋名称：W110教室
- 設置年：昭和46年（西暦1971年）
- 面積：270m<sup>2</sup>
- 用途：大学教育・研究施設
- 座席数・収容人数：284名
- 主な利用者：学生
- 年間利用者数：約61,000人、内訳 授業約53,000人、授業外8,000人  
※数字は全て延べ人数
- 配置図：別添1（対象施設：⑬）
- 平面図：別添2
- 施設の状況（写真）：別添3